

## 京都大学利益相反ポリシー

## 1. 利益相反ポリシーの背景と目的

京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行うことや多様かつ調和の取れた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養に努めることなどのほか、日本及び地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝えることを基本理念としている。

本学は、このような基本理念のもと数多の輝かしい学問的成果をあげるとともに、多大な社会的貢献を行ってきた。しかしながら昨今、京都大学教員にも研究者や教育者としての役割のほか、各種の産学官連携活動を通じた直接的な社会貢献が一層期待されるようになっていて、ここに生じるのが「利益相反」である。

利益相反とは、ある個人が持つ複数の役割間に相反状態が生じること、すなわちある役割に伴う利益が他の役割の遂行を犠牲にして得られたり、ある役割に就いていることで別の役割上の利益を得ることが正当化できない状態になったりすることである。これは教員が能力と時間をどの仕事にどれだけ投入するかという問題でもあり、運営費の多くを国に依存している国立大学においては説明責任はとりわけ大きい。

本来、産学官連携活動により生じうる利益相反状況は、教職員の本分を犯すことなく個々人がその責任のもと適切な判断をすべき問題である。しかし現実には大学あるいは個別的な事情により回避すべき利益相反状況と回避する必要のない状況がありうる。このように多様な事情が存在する以上、利益相反状況の判断をすべて教職員個人に委ねるのは適当ではない。むしろ、教職員個人が各自の適切な判断のもと行う産学官連携活動を、その申告に基づき、大学が利益相反に係る状況把握を行うとともに相談体制を整備することなどにより教職員を支援していくことにより、対外的に疑義をもたれるような利益相反行為を防止していくことが必要である。

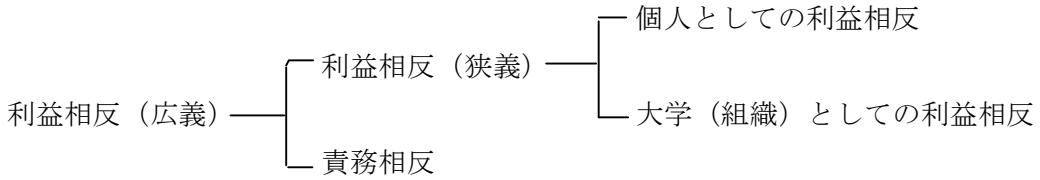
このため、教職員が安心して産学官連携に取り組める環境づくりの一環として、大学が自立的に利益相反に対する基本姿勢と利益相反行為の防止体制を学内外に示すことを目的に、本ポリシーを策定するものである。

## 2. 利益相反のカテゴリー

科学技術・学術審議会の技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会が設置した利益相反ワーキング・グループが2002年11月に発表した報告書において、利益相反は次のように分類されている。

まず広義の利益相反は「狭義の利益相反」と「責務相反」で構成される。狭義の利益相反は「教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、研究・教育という大学における責任が衝突・相反している状況」であり、責務相反は「教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態」である。狭義の利益相反には「個人としての利益相反」と「大学（組織）としての利益相反」がある。個人としての利益相反は「教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反」であり、「大学（組織）としての利益相反」は大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反」で

ある。



狭義の利益相反と責務相反はどちらも大学における責任の遂行が問題となる点は同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して追う責任（責務）」である場合には責務相反と区別される。本ポリシーにおいて利益相反は、特段の表記がないかぎり広義の利益相反をいう。

### 3. 利益相反に対する本学の基本姿勢

本学は、教職員が各自の適切な判断のもと行う産学官連携活動等の社会貢献活動から生じる利益相反の状況を把握し、これら活動を支援しながら適切に対処することにより、大学の社会的信頼を維持するとともに、教職員が安心して産学官連携活動等に取り組める環境を整備する。

これを実現するため、本学は教職員からの申告により産学官連携活動等に関する情報の開示を受ける。その結果、対外的に疑義をもたれる虞があるものについて利益相反回避のために必要な措置を取ることを助言・指導等することがある。また、本学の利益相反への対処に基づく教職員の産学官連携活動等に対して社会から説明を求められた場合には、本学がその求めに積極的に応じていく。

### 4. 利益相反を防止するための体制

#### (1) 利益相反審査委員会

利益相反に関する事項の審議などを行うため、利益相反審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は法令、本学の諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反行為についての審査を行うとともに、利益相反に関する自己申告及びその手続き、その他利益相反に関する事項の審議を行う。

#### (2) 利益相反アドバイザー

教職員および委員会等に専門的見地からアドバイスを行うため、利益相反アドバイザーを学内に若干名配置する。利益相反アドバイザーは学内外の利益相反の専門家をもって充てる。

#### (3) 情報開示

本学は、利益相反に関する情報を個人情報の保護にも配慮しつつ必要な範囲で公表することにより、社会に対し説明責任を果たす。

### 5. その他

社会の変動や本学を取り巻く環境の変化等に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。